



三労発基 1005 第 1 号
令和 2 年 10 月 5 日

林業・木材製造業労働災害防止協会
三重県支部 支部長 殿

三重労働局長
(公印省略)

労災死亡事故多発緊急事態宣言を踏まえた要請について

労働災害の防止につきましては、平素より格別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。
三重県内における労災死亡事故の発生は、10月5日現在で、13人と、昨年同期と比較して4人増加し、前年を上回るペースで推移しています。特に墜落災害が5人、交通事故が6人とその多くを占め、又、単独作業中に被災する事例が多くみられます。

コロナ禍で産業界を取り巻く状況が大きく変化する中、あらためて、労使が相当の危機感を持って労働災害防止対策に取り組む必要があります。

このため、別添のとおり、緊急事態宣言を発出いたしました。貴団体としての取組を強化し、傘下の会員事業場への働きかけをお願いいたします。



労災死亡事故多発緊急事態宣言

三重県内における労災死亡事故の発生は、10月5日現在で、13人と、昨年同期と比較して4人増加し、前年を上回るペースで推移している。特に墜落災害が5人、交通事故が6人とその多くを占め、又、単独作業中に被災する事例が多くみられる。

コロナ禍で産業界を取り巻く状況が大きく変化する中、あらためて、労使が相当の危機感を持って労働災害防止対策に取り組む必要がある。

労災死亡事故は、どのような状況下でも、いかなる労働現場においてもあってはならないものであり、死亡災害の撲滅を目指した不断の取組が必要である。

この憂慮すべき事態を打破し、労働災害防止に向けて決意を新たに労使が一丸となった取組を進めることにより、尊い人命を奪う労災死亡事故の絶滅を切に願う。

よって、ここに労災死亡事故多発に対する緊急事態宣言を発令する。

令和2年10月5日

三重労働局長 西田和史